

令和7年(2025年)2月

総務委員協議会資料

危機管理部危機管理対策推進課

案 件

・個別避難計画の作成促進に向けた取り組みについて

1. 政策等の背景・目的及び効果

大規模災害が発生した場合、自力では避難することが困難な高齢者・障害者などの「避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）」は健常者と比較して逃げ遅れ等により被災リスクが高くなる傾向があります。東日本大震災では犠牲者の約6割が高齢者であり、障害者の死亡率に至っては健常者と比較して2倍以上であったとされています。

こうしたことを受け、要支援者の避難の実効性を高めるため、令和3年（2021年）に災害対策基本法が一部改正され、要支援者が災害時に「どこに避難するか」「誰が支援するか」等を前もって定めた行動計画である「個別避難計画」の作成が市町村長の努力義務とされました。

これまでから本市では、地域とも連携しながら個別避難計画の作成促進に向けた取り組みを進めてきましたが、こうした取り組みをより一層強化するため、全ての要支援者に個別避難計画制度の内容や計画の必要性をお示しし、ご自身で計画を作成できる要支援者が「セルフプラン方式」により個別避難計画を作成し、避難の実効性を高めていただくとともに、同方式では作成できない要支援者の状況、ニーズ等を把握することで、防災と福祉の連携を図りながら地域とともに更なる取り組みに繋げるため以下の事業を実施するものです。

2. 内容

(1)対象者

避難行動要支援者（約 16,000 人）

避難行動要支援者の要件

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ① 要介護3以上の認定 | ② 身体障害者手帳1・2級を交付されている者 |
| ③ 療育手帳Aを交付されている者 | ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている者 |
| ⑤ 障害者サービスを利用している難病患者 | ⑥ その他市長が必要と認めた者 |

(2)事業概要

個別避難計画の作成同意書及び同計画のセルフプラン※記入シートを発送。(本人・家族による個別避難計画の作成を依頼。作成後、市に提出。)

セルフプラン (※)

避難行動要支援者が家族、支援者等と共に、自分の身体の状態や暮らしの環境にあった避難行動、そのために必要な準備や連絡体制などについて考えて、自らで個別避難計画を作成すること。

3. 実施時期等 (スケジュール)

月	内容
2月	総務委員協議会にて事業概要を報告
3月	令和7年度(2025年度)当初予算に計上
5月以降	契約 避難行動要支援者 約16,000人に下記内容を発送 ・個別避難計画関係書類(記入フォーマット、同意書) ・防災意識等に関するアンケート

4. 総合計画における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 安全で、利便性の高いまち

施策目標 1 災害に対する備えができているまち

施策目標 2 災害時に、迅速・的確に対応できるまち



5. 関係法令・条例等

災害対策基本法、枚方市地域防災計画

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費・財源》

支出内訳

委託料 17,960 千円（安全安心基金より）